

# 生活衛生同業組合は、 お客様を守る営業者の自主的な活動団体です

生活衛生業界の振興発展と利用者・消費者の利益擁護を図るため「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」によって、次の17業種の生活衛生同業組合が設立されています

理容業、美容業、クリーニング業、旅館ホテル業、簡易宿所、興行場(映画館)、公衆浴場、一般飲食、すし、めん類、中華料理、社交飲食、料理、喫茶飲食、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業 (都道府県によっては、組合設立のない業種もあります。)

生活衛生同業組合は、国民生活の安全・安心で豊かな暮らしを守る活動をしています



地域の高齢者にどのようにサービスを提供していくかなど、将来ビジョンを考え、各種取り組みを行っています。



地域の暮らしを守るため、生衛業の将来の後継者を育成する活動を続けています。



組合を窓口とした日本政策金融公庫の低金利・長期返済の融資により経営の安定を支援しています。



組合のネットワークで行政の最新情報を迅速にお知らせします。



衛生管理講習会や技術講習会、各種セミナーを開催しています。



行政と災害時の協定を結び、地域の非常事態を支援する活動を行っています。



生活衛生同業組合は、業界や地域の発展を第一に活動し、安全・安心で豊かな国民生活の実現をめざしています。営業者お一人おひとりの加入があなたの地域を支えます

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター／公益財団法人都道府県生活衛生営業指導センター

お問い合わせは最寄りの都道府県指導センターへ

〇〇県指導センター

検索